株式交換につき株券等提出公告

当社は、日本電産テクノモータホールディングス株式会社を当社の完全親会社とする株式交換を行うこととしたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年三月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年二月十七日

福岡県飯塚市吉北三一番地

日本電産パワーモータ株式会社

代表取締役　木村　年宏

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社日精ものづくりホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十三年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年二月十七日

群馬県渋川市中郷二五〇八番地の一三

日本精密測器株式会社

代表取締役社長　君浦　康友

限定承認公告

本籍北海道札幌市豊平区美園一一条五丁目四三番地、最後の住所札幌市清田区清田七条四丁目一一番四七号　被相続人　亡　中山　ミヨ

右被相続人は平成二十二年十月二十五日死亡し、その相続人は平成二十三年二月八日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

札幌市清田区清田七条四丁目一一番四七号

相続財産管理人　中山　民子

限定承認公告

本籍北海道札幌市豊平区月寒東一条一五丁目四七番地三〇、最後の住所札幌市清田区清田五条二丁目二〇番一五号　被相続人　亡　久保　秀樹

右被相続人は平成二十二年十一月二十四日死亡し、その相続人は平成二十三年二月三日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

札幌市清田区清田五条二丁目二〇番一五号

相続財産管理人弁護士　早坂　悟郎

連絡先　札幌市中央区南一条西九丁目第二北海ビル三階堀江・大崎・網森法律事務所

限定承認公告

本籍東京都中野区弥生町六丁目二〇番地、最後の住所東京都調布市西つつじヶ丘四―二三―三四―三〇五　被相続人　亡　松本　仙一

右被相続人は平成二十二年十二月十七日死亡しその相続人は平成二十三年一月十六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十七日

東京都世田谷区用賀二―二七―五―一〇三

限定承認者　松本美千代

株式交換公告

当社（甲）は、平成二十三年三月二十一日を効力発生日として、日本電産パワーモータ株式会社（乙、福岡県飯塚市吉北三一番地）を甲の完全子会社とする株式交換を行うことといたしましたので公告します。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月十八日

掲載頁　一七一頁（号外第一二八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月一日

掲載頁　二〇九頁（号外第一三九号）

平成二十三年二月十七日

京都市南区久世殿城町三三八番地

日本電産テクノモータホールディングス株式会社

代表取締役　木村　年宏

取得条項付新株予約権の取得事由発生につき通知公告

当社発行済みの取得条項付第一回新株予約権について、取得事由（当社株式が日本国内の証券取引所に上場されていない場合）が生じたことにより、かかる新株予約権の全てを無償にて当社が取得しましたので、会社法第二七五条第四項及び第五項の規定により公告します。

平成二十三年二月十七日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番一六号

株式会社エーエム・ピーエム・関西

代表取締役　池端　伸穂

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を現在の三十八億円から十一億円減少し、二十七億円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十三年二月十七日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

ＨＫＲＪ　Ｒｏｐｐｏｎｇｉ特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年四月十四日付官報の号外第八十一号八十五頁に掲載されています。

平成二十三年二月十七日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

市川１特定目的会社

取締役　堤　一浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千万円減少し二十五億円とし、発行済優先出資総口数二十六億四千万口のうち一億四千万口（但し、一号優先出資について一億四千万口、二号優先出資について一〇口）を一口に対して一円をもって有償消却することにいたしました。

効力発生日は平成二十三年三月十八日であり、社員総会の決議は平成二十三年二月十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十二月二十日

掲載頁　一二三頁（号外第二六九号）

平成二十三年二月十七日

東京都中央区日本橋二丁目六番五号

特定目的会社ジェイ・ティー・ビー

取締役　神永　信吾

事業譲受け公告

当連合会は、平成二十三年二月九日開催の第七回理事会において寒川漁業協同組合（住所愛媛県四国中央市寒川町四七七五番地の四）下灘漁業協同組合（住所愛媛県伊予市双海町串甲三六五五番地四）渦浦漁業協同組合（住所愛媛県今治市吉海町椋名七八番地）上灘漁業協同組合（住所愛媛県伊予市双海町上灘甲五七二二番地三）及び伯方町漁業協同組合（住所愛媛県今治市伯方町叶浦甲一六六七番地の三）から信用事業の全部を譲り受けることの決議をいたしましたからこれに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年二月十七日

愛媛県松山市二番町四丁目六番地二

愛媛県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　高取　武則

正誤

ページ	段	行	誤	正
三一三		八	番場正弘	番馬正弘

同日外務省告示第百五十七号（食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三一三		一二（終りから）	番場正弘	番馬正弘

平成二十三年二月三日外務省告示第二十三号（ベナン共和国における「村落環境整備計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
三一三		一八	番場正弘	番馬正弘

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十七日付第三一号九六　ページ●同日付政府調達第三一号八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）